

税の知得情報

所得税法の改正

平成16年度の改正事項のうち、平成17年分の所得税から適用される主なものは次の2点です。

公的年金等控除の改正
雑所得の金額の計算上、公的年金等の収入金額から控除される公的年金控除額のうち、年齢65歳以上の方に対して上乗せして適用される部分が廃止されましたが、最低控除額

70万円について50万円加算し、120万円とする特例措置が講じられました。

(左記の計算表を参照してください。)

老年者控除の廃止

老年者控除(控除額50万円)

は、平成16年分をもって廃止されました。

【お問い合わせ】

諏訪税務署 個人課税部門
☎5715211(直通)

65歳未満の方(昭和16年1月2日以後に生まれた方)

公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得の金額
70万円まで	0円
70万円超 130万円未満	収入金額 - 70万円 =
130万円以上 410万円未満	収入金額 × 0.75 - 37.5万円 =
410万円以上 770万円未満	収入金額 × 0.85 - 78.5万円 =
770万円以上	収入金額 × 0.95 - 155.5万円 =

65歳以上の方(昭和16年1月1日以前に生まれた方)

公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得の金額
120万円まで	0円
120万円超 330万円未満	収入金額 - 120万円 =
330万円以上 410万円未満	収入金額 × 0.75 - 37.5万円 =
410万円以上 770万円未満	収入金額 × 0.85 - 78.5万円 =
770万円以上	収入金額 × 0.95 - 155.5万円 =

年末調整・確定申告には、国民年金も社会保険料控除証明書が必要となりました。

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市町村民税等の社会保険料控除の対象となりますが、所得税法等の一部が改正され、平成17年分の所得の申告から、国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合には、一年間に納付(納付見込みを含む)した国民年金保険料を証明する書類の添付等が義務づけられました。

このため、一年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」(ハガキ)が、社会保険庁から11月初旬に送付されています。年の途中から国民年金に加入した場合など、10月以降に本年初めて保険料を納付する方については、翌年2月初旬に同様の証明書が送付されます。年末調整または確定申告の手続きの際は、必ずこの証明書や領収書を添付等してください。

なお、国民年金保険料は、被保険者本人だけでなく、その世帯の世帯主及び配偶者も連帯して納付する義務があります。ご家族の国民年金保険

町税等の夜間納税窓口開設

料を納付した場合も、納付額の全額が納付した方の所得税等の控除対象となりますので、年末調整または確定申告の際にご自身の社会保険料の額と合算して申告してください。その際も、ご家族分の証明書添付等が必要です。

お問い合わせは、社会保険庁から送付される「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」に記載されているお問い合わせ先へお願いします。

社会保険庁ホームページ

<http://www.sia.go.jp/>

町では、役場の通常業務時間には仕事の都合などで役場に来られない方の利便を図るため、窓口延長業務を行っております。それに合わせ納税窓口を開設しましたので、ご利用ください。来庁の際には必ず納入通知書をお持ちください。

開設日

毎週火曜日(火曜日が祝日の場合は翌日となります。)

納税場所及び時間

役場財務課(1階)

午後5時15分～午後7時

【お問い合わせ】

財務課収納係

☎629123

(有)9123

ご利用ください！ 便利な e-Tax

e-Tax(国税電子申告・納税システム)は、これまで書面により行っていた国税の申告・納税及び申請・届出等の手続きを、インターネット等で行うシステムです。

e-Taxを利用すると

自宅やオフィスから申告や納税ができます。

源泉所得税の毎月納付、消費税の中間申告や納税など、ご利用回数の多い手続きに大変便利です。

e-Taxのご利用に当たっては、事前に利用開始のための手続き等が必要です。

詳しくは、e-Taxホームページ
<http://www.e-tax.nta.go.jp>をご覧くださいか、ヘルプデスク
☎0570-015901(祝日等を除く月～金曜日 午前9時～午後5時)へお問い合わせください。